

<p><b>(関連分野)</b> 環境・低炭素</p>
<p><b>(事業の名称)</b> 地域の環境教育拠点等での環境人材インキュベーター事業</p>
<p><b>(関係省庁名)</b> 環境省</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p><b>(事業内容)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①自治体や民間が運営する環境教育や環境保全活動拠点、または地域におけるNGO活動やコミュニティビジネス等を支援する中間支援団体等において、環境人材育成担当臨時職員（2名程度）を雇用し、以下のいずれかの環境人材研修事業を立ち上げる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業の社員に対する環境経営の研修、インターンの斡旋</li> <li>2 事業型環境NPOや社会的企業家を目指す者への研修、インターンの斡旋</li> </ol> </li> <li>②または、環境教育・環境保全活動拠点等において、2名程度の人材を雇用し、 <ol style="list-style-type: none"> <li>3 環境学習、環境保全活動の指導者としての養成</li> </ol> </li> </ul> <p>(中小企業の社員や事業型環境NPOや社会的企業家への研修、インターンの斡旋等にあたって環境省で推進予定の環境人材育成コンソーシアム（今年3月に立ち上げる予定）や事業型環境NPO支援事業との連携、支援を得ることが可能。環境学習、環境保全活動の指導者養成については環境学習施設、温対法に基づく地域温暖化防止センター（現在45都道府県に設置、2009年度より99特別市等でも指定が可能となる）等において、各1～2名の人材を雇用し、3年程度生計を支えながらそれぞれの活動に就くことで、資金調達を含めて環境学習、環境保全活動の指導者としてのスキルを体得させることを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修事業に必要な経費（研修事業コーディネート費・講師謝金、インターン受け入れ先に対するインターン経費、研修を受ける者に対する旅費、研修費用）はふるさと雇用再生特別交付金から拠出する。</li> </ul> <p><b>(関係者の役割)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国 地方環境パートナーシップオフィスを通じた支援、環境人材育成コンソーシアムにおけるプログラム作りへの支援</li> <li>・ 都道府県、市町村：実施主体（地方公共団体が運営する環境教育施設、NPO支援センター）、民間の中間支援団体への斡旋</li> </ul>
<p><b>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</b> 制度改正：特になし</p>
<p><b>(期待される効果)</b> 定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境人材育成：環境を通じて新しい事業活動を展開する人材の発掘、育成、</li> <li>②地域の課題解決、経済活性化：地域の課題解決のために、地域の資源を用いて商品・</li> </ul>

サービス化をし、地域の人を雇う事業型環境 NPO、社会的企業の増大により、地域内の資源及び資金の循環を促し、地域の自立的な活性化を図る。

③環境教育拠点、NPO 支援センターの事業活動の発展、活性化

④インターンとして人材を受け入れる環境団体、中小企業の事業展開への貢献

**(先行事例)** N P O 法人 E T I C における社会企業家育成インターンシップの実施

**(期間後の取扱い)**

平成 2 4 年度以降は、段階的に研修事業の有料化を行い自立的な研修事業等へと発展させる。

**(関係省庁担当者連絡先)**

環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

電話番号：03-5521-8231 / ファックス：03-3580-9568